

地域福祉活動における 個人情報保護の基本

富士根南地区社会福祉協議会
令和3年度
第3回ネットワーク委員会 講話資料

本日の話の内容

1 個人情報保護法とは

2 個人情報と個人情報保護法の関係

3 個人情報を取り扱う上での留意点

4 地域福祉活動における留意点

個人情報保護法について(目的)

個人情報保護法とは
◆個人情報の適正な取扱い
について定めている



◆個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性
とのバランスを図っている

⇒個人情報を守ると同時に、有効に活用する
ための法律

個人情報保護法について(目的)

個人情報保護法では、法の目的を「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」と定めている。個人情報であれば何でも「保護」と言っているわけではない。「個人の権利利益の保護」と「個人情報の有用性」のバランスを図るものといっている。

誰もが安心して生活ができる地域づくりに向けては、地域福祉を進める機関、団体、個人等がお互いに連携・協働しなければならない。

つまり、個人情報保護と地域福祉活動とのバランスをとっていくこと。法律を正しく理解し、個人情報を適切に管理しつつ、上手に活用することが大切である。

個人情報について(定義)

個人情報とは「生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

(1)情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの

(2)個人識別符号が含まれるもの
＝マイナンバー、免許証番号、住民票コード、電話番号
パスポート番号、指紋・画像データなど

個人情報について(定義)

●定義の整理

個人情報とは

- ◆氏名がなくても、他の情報と照合することにより誰の情報か分ければ個人情報
- ◆生きている個人の情報であること
 - 法人情報、故人の情報は当たらない
 - ただし、同様の注意は必要となる
- ◆個人情報か否かは情報の重要性・秘密性などによっては決まらない
(プライバシー情報と分けて考える)

個人情報保護法について(対象)

個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)

個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報を取り扱う事業者が遵守すべき義務等を定めることによって、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としたもので、**個人情報を持つすべての事業者に適用される。**

***そもそも事業者ではない民生委員・地域住民等は個人情報保護法の対象には該当していない。**

個人情報保護法の改正（要配慮個人情報）

○要配慮個人情報の追加

➤ **次のいずれかに該当する情報**を「要配慮個人情報」とし、一段高い規律とする。

- ①人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報
- ②その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして政令で定めるもの
 - ・ 身体障害・知的障害・精神障害等があること
 - ・ 健康診断その他の検査の結果
 - ・ 保健指導、診療・調剤情報
 - ・ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと
 - ・ 本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと等

個人情報について(整理)

個人情報の整理

●特定の個人を識別することができる情報

●個人情報保護法に定める「個人情報」に該当するもの

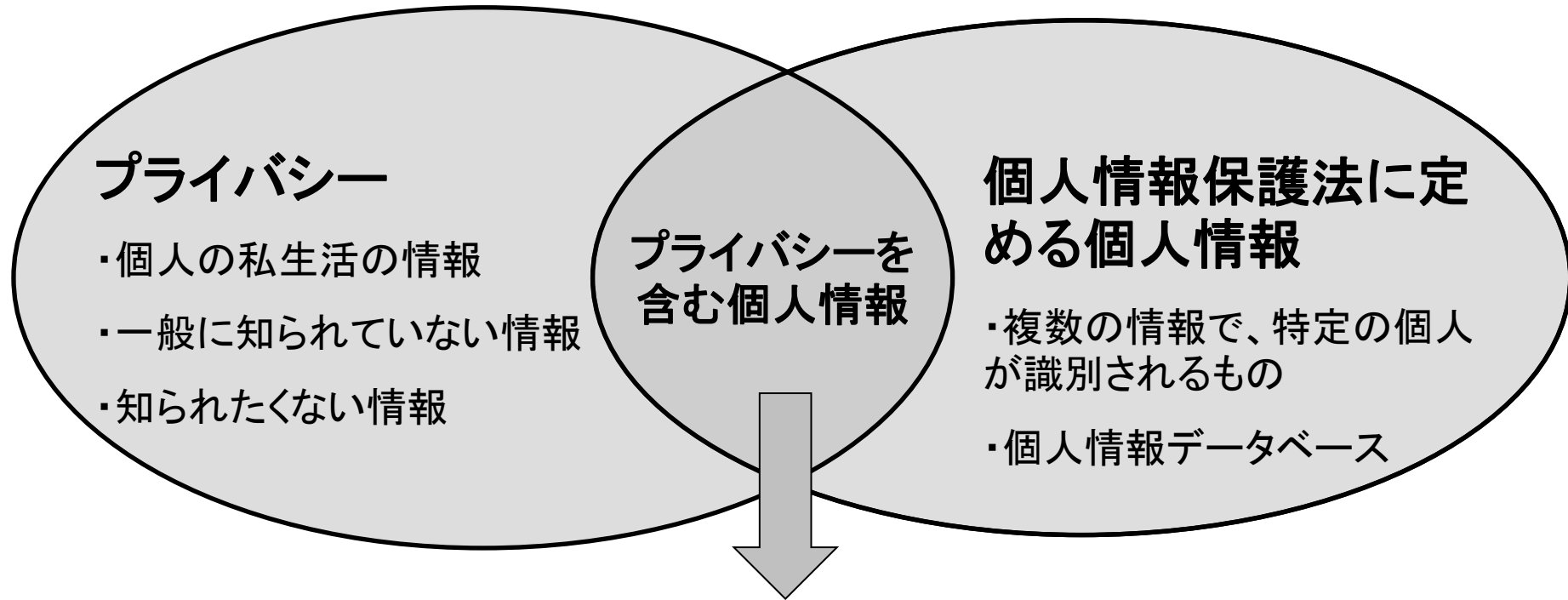
- ・氏名、住所、電話番号、年齢、生年月日、世帯状況、写真等に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報
- ・要配慮個人情報＝プライバシー

●プライバシー

- ・私生活上の事実か、私生活上の事実らしく受け止められるおそれがある
 - ・一般人の感受性を基準にして、その人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められる
 - ・一般の人々にいまだ知られていない
- センシティブ情報 (特に取り扱いに配慮が必要な個人情報)
個人の尊厳やプライバシーの核心部分にかかわる情報
思想、信条、宗教、医療情報、犯罪歴など

個人情報について(整理)

個人情報とプライバシー情報の関係



個人情報侵害された場合の法の適用

プライバシーの侵害 民法上の不法行為責任 刑法上の名誉棄損など		民法上の不法行為責任 個人情報保護法上の罰則 (事情による)
---------------------------------------	--	--------------------------------------

個人情報について(取得するとき)

地域で見守りや支え合い活動しようと思っても、「どこに」「どんな人が」いるか分からないということがあります。そこで、こうした情報を集めて名簿を作ろうと思っても、「個人情報だから」と提供してもらえないことがある。

誰もが個人情報を提供することに不安はあるが、基本は相互の信頼関係の上に成り立つものですから、個人情報の提供を求める際には次のことに留意する。

- 利用目的、管理方法、利用の範囲、収集する情報の内容、収集する対象の範囲などを決めておく。
- 利用の目的、管理方法、利用の範囲などを、本人に説明し、本人の同意・承認を得る。
(口頭・文書)
 - * 相手が納得できるよう、丁寧に説明、確認をする。
 - * 口頭で伝えた場合は、同意した日時、同意の範囲、同席した者の氏名を記録しておく。
 - * 目的外の利用については、その都度本人に確認を行うことを伝える。
- 活動に必要な情報のみを収集する。
- 目的外や想定外の利用は、その都度、本人確認を行うことを説明する。
- 生命・身体・財産に関わる緊急時には、本人の同意なく第三者に提供することがあることの同意を得る。
- 十分に説明をしても同意が得られない場合には、本人の意思を尊重する。

個人情報について(取得するとき)

- ◆一般的な個人情報を取得する際は、法律上本人の同意は求められていない
 - ただし配慮はあった方がよい
 - 要配慮個人情報を取得する時は、確実に本人の同意をもらう
- ◆利用目的を特定して、本人に伝える
- ◆紛失・漏えい等のない安全な取得をする
- ◆偽りその他不正のない取得をする

個人情報について(取得するとき)

包括的同意

本人の同意は、個人情報の第三者への提供にあたり、その都度得なければならない訳ではない。

たとえば、個人情報を取得する際に、その時点で予測される個人情報の第三者への提供について、包括的に同意を得ておくことも可能である

本人の利益に反する提供はしないことが前提だが、支援のために、あらかじめ想定される支援の内容や連携を必要とする関係機関や団体等へ必要最小限の情報を提供するということである。

(例) 災害時の避難行動要支援者名簿を訓練時使用することの同意

地域福祉活動を進めるにあたっては関係する機関、団体等との連携・協働が大切であり、そのためには、あらかじめどのような機関、団体等と何を共有したいかを把握・整理しておく必要がある。

ただし、当初の利用目的とは異なる利用や、第三者への提供等が発生した場合には、あらためて本人の同意を得る必要がある。

個人情報について(取得するとき)

手上げ方式・同意方式同意

情報を収集する際の主な方法として、「手あげ方式」と「同意方式」がある。

「手あげ方式」は、回覧版やチラシ等の広報手段を用いて呼びかけ、本人からの申し出により情報を収集する方法である。

(例) 見守りを希望する人を募る

「同意方式」は、地区社協や自治会、民生委員児童委員など、日頃から関わりのある方が、その対象となる方に直接接して、本人から同意を得て情報を収集する方法である。

(例) 協議体のメンバーが訪問しながら、見守りの同意を得ていく

「手あげ方式」「同意方式」をうまく活用して情報を収集を実施する。

個人情報について(取得するとき)

要配慮個人情報

=取扱い方によっては、本人に不当な差別、偏見
その他の不利益が生じるおそれのある情報
(2条3項)

例) 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪経歴、
傷害犯罪で害を被った事実、健康診断結果、
診療の事実

⇒一般的な個人情報より規制が強い
ただし本人の同意があれば取得できる

個人情報について(取得するとき)

個人情報の収集の整理

●情報収集の際の注意点

①利用目的をはっきりさせる

高齢者の見守り活動、避難行動要支援者名簿、マップ作りなど
利用目的を明確にして、他の目的に使わないようにする。

②必要な最小限の情報収集に配慮する。

見守り活動等に必要と思われる最小限の範囲の情報を収集する
(氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、緊急連絡先等)

③利用方法、利用範囲を決める

取得した情報をどのように利用するか、また、どの範囲まで共有
(提供)するか明らかにする。

④本人から同意を得る

個人情報の利用目的において、予め、情報提供者に十分に説明
し同意を得る

個人情報について(利用するとき)

個人情報を提供したということは、提供した相手を信頼してのことなので、提供した方の信頼を失墜させないように、収集した情報を適正に管理するため、ルールを作成しておく。

また、情報の漏えい(紛失、盗難)は「うっかりミス」から発生することが多い。ルールづくりだけではなく、関わる人の一人ひとりが日頃から意識を持って行動する。

- 個人情報の取り扱いのルールや手順書、台帳等を整備する。
- 管理者や保管場所を決める。
- 個人情報の取り扱いに関する研修を行う。
- おやみに持ち出さない、コピーしない、外部提供しないことを徹底する。
- 不必要になった個人情報は、シュレッダーにかけたり、電子データは完全に削除する。
- 個人情報は、不必要に第三者の目に触れないように保管する。
- 万が一、個人情報の漏えい(紛失、盗難)等の問題が発生したときの手続き等を決めておく。
- 管理者が変わった場合、引き継ぎをしっかり行う。
- パソコンにウイルス対策等をする。

個人情報について(共有)

生命・身体・財産の保護に必要な場合、公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合には、本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供することが可能であり、しかるべき機関への緊急通報する必要がある。

判断に迷うケースも発生する可能性があるが、緊急時の対応について、どうすべきか判断力を磨くとともに、話し合っておくことも必要。

例えば

児童虐待や高齢者虐待が疑われる

一人暮らしの高齢者が、消費者被害にあっている

一人暮らし高齢者が、家の中で倒れているかもしれない

個人情報について(共有)

個人情報の取り扱い

個人情報を第三者に提供する時は、原則として本人の同意が必要。しかし、以下の場合には例外となる

例外: 本人の同意がなくても個人情報を提供できる場合

①法令に基づく場合

高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法等法令の定めがある場合

②人の生命、身体又は財産の保護のため(かつ本人の同意を得ることが困難)

③公衆衛生・児童の健全な育成のため(かつ本人の同意を得ることが困難)

④国や地方公共団体等への協力

個人情報について(共有)

守秘義務

●民生委員

守秘義務(民生委員法第15条)が課せられており、民生委員の職務に定められた範囲での個人情報の取扱いを行うことになっている。しかし、一般職の地方公務員とは異なり、罰則の規定は無い。

＊個人情報保護法や個人情報保護条例には、該当していない。

●介護支援専門員

正当な理由無しに、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。介護支援専門員でなくなった後においても同様(介護保険法第69条の37)

●一般住民

個人情報保護法や個人情報保護条例には、該当していない。

地域ケア会議参加に関しては守秘義務の誓約書等が必要。

個人情報について(共有)

情報の共有

●情報共有の際の注意点

①守秘義務を持つ者

福祉事務所・児童相談所等のワーカー, 社会福祉士,
社協専門員, ケアマネジャー等と民生委員・児童委員
＊情報の共有は可

②守秘義務を持たない者

ボランティアや地域住民等

＊協力を依頼する主旨と内容の範囲内で共有

＊誓約書

個人情報保護と活用は矛盾しない

- 個人情報保護法は、個人の情報を**秘密**にしておくことを目的とした法律ではない。
- この法の真の目的は、情報の管理を慎重に行いながら、**個人の了解(＝同意)**を得たうえで、**有効に活用**していくところにある。
- 個人情報の保護に**過敏**になりすぎて情報が活かされず悲劇が起きることこそ避けなければならない(例: 災害、独居者、孤立死)

民生委員・児童委員と個人情報

- 民生委員法第15条「守秘義務規定」
- 民生委員法の守秘義務規定に則り、信賴関係を損なわないよう個人情報に配慮した活動をしていけばよい
- 住民や関係者への、民生委員・児童委員の守秘義務規定も含めた「活動のPR」が大切。
- 個人情報保護が優先？福祉援助が優先？の二者択一ではなく対象・内容・方法を考慮し、調和を図ることが重要。

関係者間での個人情報共有と連携

見守り活動、支え合い活動、また災害時の要援護者の把握のためなど、地域福祉を進める活動には、その対象となり得るであろう方の個人情報が必要となってくる。

また、住民同士、民生委員児童委員、地区社協、自治会、ボランティアグループ、あるいは行政をはじめとする関係機関・団体等がお互いに連携、協働が、今後ますます不可欠となってきている。

地域福祉活動団体のほとんどは、通常、個人情報保護法の義務規定は適用されないが、プライバシーに配慮する上で、各地域や団体・グループの実情に合わせた取り扱い（収集、管理、共有）のルールを作成し、本人の同意と理解を得たうえで、皆で協力しあい適切に取り扱っていくことが重要。

「個人情報を保護しながら、有益に活用する」。個人情報保護に「過剰反応」せず、各々が個人情報を適切に取り扱い地域福祉を進めていこう。

まとめ

- ・ 助け合い活動をしなない（できない）人の中には個人情報（盾（言い訳））にしていることがある。
- ・ 信頼関係ができている間柄に個人情報によるもめ事が発生する可能性は低い。
- ・ 信頼関係を構築するには、日頃から「顔の見える」関係づくりを丁寧に行うほか近道はない
- ・ 過剰反応せず、原則を守りつつ、個人情報は支援のために有効に活用すること。

参考資料

改正個人情報保護法の基本 個人情報保護委員会
(個人情報保護委員会HP)

○中小企業サポートページ(個人情報保護法)

https://www.ppc.go.jp/personal/chusho_support/

○ガイドライン等

<https://www.ppc.go.jp/personal/legal/>

○福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン
平成25年3月厚生労働省

○地域福祉活動と個人情報保護 (平成24年3月発行)
神奈川県保健福祉局 地域保健福祉部 地域保健福祉課